

名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案
に係る第三者委員会（第10回）議事概要

1 日 時 令和5年6月7日（水）午前8時57分～午前11時38分

2 場 所 法務省集団処遇室（1階）

3 出席者

（1）委員（座長・座長代理を除き五十音順）

永井座長、佐伯座長代理、安藤委員、岡田委員、小山委員、田島委員（リモート）、
土井委員、名執委員、水藤委員

（2）事務局

矯正局 細川総務課長、煙山参事官、西岡参事官、森田成人矯正課長、吉野官房付、莊
成人矯正課企画官、佐伯成人矯正課企画官、大内警備対策室長、新池谷矯正監査室長、渡
部矯正調査官

4 議題

（1）再発防止策について

（2）事務連絡

5 概要

○煙山参事官 それでは、ただいまから第10回名古屋刑務所職員による不適正処遇事案に係
る第三者委員会を開催いたします。本日は田島委員がリモートでの御参加となり、そのほか
の委員の皆様には御参集を頂いています。

それでは議事に入ります。以後の進行は永井座長にお願いいたします。

○永井座長 それでは、これより第10回の議事を進行いたします。

本日も前回に引き続いで再発防止策、第三者委員会の報告書、こうした点について意見交換
を行います。

事前に送付がありましたが、これまでの委員会での議論を踏まえて、事務局において、
資料19のとおり報告書の案を作成していただきました。本日は、この報告書の案をたた
き台として、再発防止策全般について議論を行っていきます。

また、報告書案でも言及されていますが、第三者委員会終了後の推進体制、映像記録の
全国調査結果について、資料20及び資料21がございます。これについて事務局から説

明があります。

○細川総務課長 資料20、第三者委員会終了後の再発防止策の推進体制についてという資料について、御説明します。

これまでの御提言を頂いて、それをどのようにしっかりとやっていくかというの非常に重要な問題であって、私達もあれこれ悩みながら考えていたところです。その結果、矯正局における推進体制として、仮の名前ですが、「再発防止策推進会議」を設置して組織的に対応していきたいという考え方であります。

第一分科会から第二、第三と、第七分科会まであります。これは、現在この再発防止策として議論がなされている大きな七つのテーマに即したもので、その一つ一つのテーマに最も関連の深い係で、そこを取り取りまとめる立場にある課長、室長、企画官を、そのトップとしています。

例えば、第一分科会、処遇体制の充実であれば、処遇指標などを管理している成人矯正課処遇第二係の担当企画官を主たる担当者としています。このような体制でそれぞれの分科会を運営していきます。また、組織風土という非常に大きな問題を取り扱う第五分科会は成人矯正課長自身を主たる担当者としています。第六分科会の人事の育成、検証については、人事担当参事官が主担当です。

左の方を御覧ください。議長、それから事務局があります。全体を管理するものと御理解ください。事務局長は本第三者委員会の司会進行している参事官が担当する予定で、その下に事務局として現在の矯正監査室があり、十分余裕を持って対応できると思います。役職指定で総務課長の私が議長になっていますが、しっかりと会議全体を主導します。

右側に戻りまして、一番下に少年矯正分科会があります。今は刑事施設のことを中心に議論をしていますが、少年院、少年鑑別所においても不適切な言動が全国調査で出てきたということもあり、刑事施設の在り方を見ながら、少年矯正の方にも必要なものを適用するため、少年矯正課長を長とする分科会を設けたいと考えています。

このように事務局の下に合計8つの分科会を置くような体制となります。これから御提言をいただいた上で、実際の行動のプラン、アクションプランとして実際の行程表にして、どのようなことをどのようなスケジュール感でやっていくかということを考えた上で、矯正局がやること、それから矯正管区においてやること、そして施設自身がやることという分け方をした上で、定期的に進捗管理をしていきます。7月にも、まず最初の会議をした上で、矯正管区や現場施設にスケジュール感を示した上で進捗を管理します。そして、そ

の進捗状況などにつきましては、適宜委員の皆様にも議長や事務局長から報告するということを考えていますので、今後とも御指導いただければ幸いです。

私からは以上でございます。

○煙山参事官 では、資料21について、新池谷室長、お願ひいたします。

○新池谷矯正監査室長 資料21について御説明をさせていただきます。

お手元に配布しました資料の1項を御覧ください。今般の名古屋刑務所における一連の不適正処遇事案の発生を受けまして、齋藤法務大臣の御指示を受けて、昨年12月5日から12日までの間を対象に、全国257の矯正施設に設置された昼夜居室棟の居室廊下監視カメラ等の映像記録を検証しましたところ、被収容者に対する不適切な言動が14施設46名、122件発見、確認されました。本件調査結果につきましては、2月8日に開催されました第3回第三者委員会におきまして既に報告済みでございますが、その後、各施設において個別事案の調査を行っていたところ、行政上の処分等を行うに足りる調査を遂げましたことから、関係職員に対し、監督上の措置等を講じました。

その内容につきましては資料の2項です。調査の結果、当初報告した件数との変更はありません。被収容者の身体に対し、暴行等の不適切な実力行使に及んだ事案は認められませんでした。その上で、行為の動機、経緯、対応等に鑑みて、いずれも懲戒処分等とはせず、行為の件数等を考慮しまして、15名に対し、監督上の措置の重いものから順に訓告、厳重注意又は注意という監督措置を行うことといたしました。

一番重い訓告につきましては、3名が対象となっておりますが、その行為の詳細を申し上げますと、居室の扉を蹴る、必要もないのに居室の電灯を明滅させる等の行為を繰り返していたもの、複数の被収容者に対し、「調子に乗るなよ」、「はげ」と発言する、居室扉を強く開閉して故意に物音を立てる、被収容者の申出に対応しないなどの行為を繰り返すなどしたもの、最後が、居室扉を蹴る、居室に土足で入室する、認知症の被収容者に歩行を促し、監視させる目的で右肩を同人の左腕付近に当て、前方に押し出すような不適切な身体接触をするなどしたものです。

また、その他の31名につきましては、大部分が土足での居室への立入りというものです。適切ではありませんが、威嚇や挑発等は認められず、入室自体には職務上の必要性があったということで、重い職責を問うこととはせず、今後の再発防止について口頭にて指導を行うこととしました。

以上で説明を終わります。

○永井座長

それでは、前回までの議論と本日事務局から御説明があった点を踏まえて、報告書の案、それから再発防止策について、意見交換をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。御意見のある方は举手をお願いいたします。

御意見を書面で出していただいている方もおりますが、その中で、この点を是非強調したいというような点があれば、御発言をお願いいたします。

○土井委員 重要だと私が思う点について申し上げます。一つは、一番気になるのは、生活上のいろんな配慮が必要な受刑者とそうでない一般の受刑者とを分類して分けて、特別な配慮が必要な人についてはチーム処遇を行うと読めるところが随所に出てきまして、それは多分違うだろうと思っています。

一般の社会で生活上の問題を抱えてうまくやっていけなくて刑務所に来た人たちというのは、多かれ少なかれ、いろんな福祉的な配慮を必要とする人たちだと思います。だから、全ての受刑者について福祉的な配慮の下にチーム処分を行うというのが、本来の形だろうと。ただ、一遍にというのは現実的ではないので、特に優先順位の高い人たちからやっていって、最後はそれを広げていくというコンセプトが正しいのだろうと思っています。

しかし、この表現を見ると、二つに分けて一方だけやるというふうに読めてしまうので、そこは誤解のないようお願いします。もし、そういうつもりでお考えだとしたら、それは違うだろうと思いますし、そこははっきりしておきたいと思います。だから、できれば生活上特別な配慮を必要とする受刑者という言い方はやめて、配慮の必要性が高い受刑者ないし、優先順位の問題で、取りあえずそこから手を付けるんだということが分かるようにする必要があると思っています。

それと、後でサブタイトルをどうするかという話も出ると思うが、拘禁刑の導入のタイミングというのは非常に重要な意味があるので、それが報告書全体でも分かるようにする必要がある。これは皆さん同じお考えだと思うのですが、そうだとすると、事前の委員間協議で出ていましたが、矯正職員の使命や刑務官の職務執行に関する訓令があります。

それを改めて読むと、全面改定が必要なんじゃないかなと。刑務所というのは、社会でうまくいかなかった人たちが、刑務所の中で処遇を受けて、また社会に円満に戻っていくと、今度は社会でちゃんと定着をしていくための訓練の期間、訓練の施設であり、刑務官はそれを支える仕事をするんだということを、まず格調高くうたって、作り替える必要があると思っています。

今後、福祉のキャリアの人たち、学校でそういうことを勉強した人たちを、採用していくときにも、我々はこういう人材を求めているんだということを、明確に打ち出す必要があると。水藤先生から、そうしないと人が来ないとという御発言がありましたが、そういう意味でもこれは全体として書き直す必要があるのではないかと。そういうことがまず重要なところかなと思っています。

○永井座長 ありがとうございました。今、土井委員からは、重要な点として、生活上の援助を要するという辺りは、優先順位の問題で有無の問題ではないのではという御指摘があつたと思います。この点については、当局の方ではどのようにお考えでしょうか。

○森田成人矯正課長 御意見ありがとうございます。土井先生のおっしゃるとおりかと思います。拘禁刑導入を踏まえまして、個々の受刑者の特性に応じた支援をしていく必要があるかなと思っています。今回、特にこの委員会でテーマになっている福祉的な配慮の必要な人もいらっしゃいますし、あるいは、若年の人たちについては就学支援や就労支援等、様々なメニューが必要になると思います。そういう中で、これまでどおり刑務官が中心にというような形ではなくて、チーム処遇がどうしても必要になってくると思っていますので、土井委員のおっしゃるように、基本的にそのチーム処遇で、実施していきたいと考えています。

また、最後の職務執行訓令や矯正職員の使命についても、正に御指摘のとおりと思っていまして、私たちも同じような問題意識を持っています。そういう意味では、今度の拘禁刑の施行を踏まえて、規律秩序の維持というのも大切ですが、それはあくまでも受刑者の改善更生のための様々な矯正処遇をするための環境作りとして大切なものであって、受刑者の改善更生のための働きかけと車の両輪のようにやっていかなければいけないということは、何らかの形でお示ししたいと思います。ただ、今の訓令の全面改正にするのか、新たに規定を追加するのかというのは、今の規定ぶりなどを見て考えてていきたいと思います。いずれにしても、そういう今後の矯正処遇の在り方とか、矯正職員の使命に関するものについて、きちんと新しく捉え直して、規定を設けて周知を図ることをしていきたいと思います。

○永井座長 その他に御意見いかがでしょうか。

○小山委員 今、土井委員のおっしゃった内容には、全面的に賛成です。

さて、先日お送りいただきました熊谷先生による講演を拝聴しまして、非常に参考になりました。講演で述べられていた「組織内の文化」と、「組織の構造」という対比で考え

たとき、ここに、「権威勾配下でも一定のフラットな関係が必要だ」とか、「平常時と非常時で何かが違う」というようなことを書いてある箇所があったのですが、熊谷先生のおっしゃっていた内容を踏まえると矛盾だなと思うような部分があるので、もう一度どう消化して整合させるのかを考えた方がいいと思いました。

例えば、熊谷先生のお話ですと、平常時こそは権威勾配があってもいいが、非常時には現場で即応的に判断しなきゃ駄目だとおっしゃっていましたが、こここの記述は反対に読みます。また、資料19の28ページの「権威勾配下においてその業務を行ってきたように感じられ」という部分で、その中でも「一定のフラットな関係でのコミュニケーションを図る必要がある」という部分について「一定の」というのは一体何のことかというのがよく分かりません。「～～ところではヒエラルキーはとても必要だが、組織文化を更新していくためには、～～のところでフラットな関係をこういうふうにして構築していこう」というふうに更に具体的に書く必要があるのではないかと思いました。

それとの関係で、何か所か「リフレクティング手法」とか「リフレクション」とか「オープンダイアローグ」というような、研修時や面接時に新たに導入する手法に関するワードが見られますが、この言葉のまま法務省の皆様に「提言」としてお渡ししたときに、今までの研修等とはここが違うのだと手に取るようにお分かりになりますでしょうか。何かこういう専門用語をただ書いておくことで、専門家がやってきて何もかもやってくれるのかもしれないな、それは今までと何か違うのかもしれないな、ぐらいのものになってしまふと残念だと思います。したがって、これらをもう少しいわゆる「大和言葉」で書き下した方がいいと思いました。恐らくこの「省察（＝リフレクション）」という言葉は、近年福祉業界でもすごく有名になったドナルド・ショーンのリフレクション・イン・アクション（＝行為の中の省察）から来ていると思います。しかし、それをやるためにには、安全性を担保された文化というのが必要です。例えば、私自身も暗黙のうちにこういう会議の場では、ある意味で恐れながら、今何を言っていいか、何を言ったら失礼に当たるかということを瞬時に判断して、発言をしています。ただ、実はそういう「かせ」を取っ払った中でないと、フラットに自分の思いを出すというのは無理なんです。そうしたことを目指そうとした場合、例えば即興的なコミュニケーションゲームのようなものを導入する中で可能になってくるものもあり、本当に実行しようとするならば、そうしたこと的具体的にどう思い描かれているのかなということを、もうちょっと知りたいなと思いました。

さらに言うと、「リフレクション」というのは、例えば刑務官の方お一人お一人が現場

の中で自分自身の受けている抑圧的な状況というものについても省察を可能にさせるような内容になっているはずのものです。具体的に、こういう形でやっていきますということを書けないかなと、もどかしく思いました。

全然内容は違いますけれども、私も自分の職場では、何につけても知識を得る研修の後に、アンコンシャスバイアス（内なる偏見）にお互いが気付き合っていくようなロールプレイを次のステップとして実施し、その次の3段階目に、やっと自分たち行動が変容していくよねというような認識の下に研修を組み立てるということをしますが、この場合においても、そういうことってできるのではないかと思いました。

さらに2点ほど具体的なことを申し上げますと、資料19の16ページの（エ）の上に2行だけさらっと、「さらに、これらの情報の活用や共有方法が重要であり、この方法についても工夫し、統一すべき。」って書いています。しかしこの部分が実効性を持つことこそが重要なんで、どうやってこの新たに記載内容や方法を統一された処遇調査票などを、お一人お一人が我が身として受け止められるのかを詳しく知りたいなと思いました。また、この同じページの一行目には「専門的知識の浅い職員でも」といった表現がありますが、専門性のある人がやってきて何かやってくれるわけじゃなくて、一人一人の刑務官自身が重要な専門家であるという認識に落とし込まないといけないと思いました。

最後に形式的な問題ですが、ナンバリングが不思議だなと思っていまして、通常のローマ数字の後に、アラビア数字の1があって、（1）、1）、①みたいな、何かナンバリングの規則があると思うのですが、アの後に（ア）が出てくる辺りがちょっと分かりにくいで、その辺りもう一度整理していただいた方がいいと思うのと、その続きで言うと、第4の具体的提言の2の下に、さらに（5）、（6）、（7）って続くのは、もし1、2と分けるのであれば、この下は（1）、（2）、（3）かなと。ちょっとそれは形式的な問題でございます。

○永井座長 いろいろ多岐にわたる御意見いただいたと思うのですが、私も同じように感じている点がありますので、コメントします。

今の案の15ページでは、確かにオープンダイアローグとかリフレクティング手法という言葉が出てきます。それから、例えば31ページのところでは、保安パラダイムとかダイナミック・セキュリティといった言葉が出ていて、多分内容的にはすばらしいことだと思います。しかし、この報告書を読んでほしい方を念頭に置いた場合に、これで意味が伝わるのかはかなり疑問です。用語を分かっていただくために用語解説みたいな部分も

ありますが、それは本筋ではない気がしますので、今、小山委員の御指摘にありましたように普通の言葉で普通の人が読んですと頭に入ってくような表現で書いてあつたらいいと思いました。それから今、ナンバリングの問題がありました。これは、最初の目次のところを見ると、第4の具体的提言というところで、ここで7つの提言をするわけですが、それを大きく二つのグループに分けたんですね。二つのグループに分けたから、ナンバリングの位が一つ下がってしまって（1）、（2）というふうになって、七つという意識があるから、2番のところも（5）、（6）、（7）と、こういうふうになったと思うのです。この7つの提言を2つのグループに分けてしまうと、一つ一つの迫力が格下げになってしまふため、私は、これは二つに分けないで、1、2、3、4、5、6、7という、この一つ一つの位が上がるようになら良いのではと思います。

それから、ナンバリングの問題がありましたが、今ここで使っているナンバリングは、一般的な公用文の作法に従ったものと考えていいですか。

○煙山参事官 今お示ししているこの第4の1で、（1）、（2）、（3）、（4）、2のところで（5）、（6）、（7）ですが、これは、本来的には（1）、（2）、（3）とすべきというのは小山委員の御指摘のとおりです。本来的には1、2、2の下は（1）、（2）、（3）ということになると思います。ただ、ここ、位上げをしていくと、1、2、3、4、5、6、7となると思いますが、もし公用文的にずれているところがございましたら、当局において適宜修正します。

○永井座長 では、項目の立て方については、一般的な公用文のやり方に従って、もう一度見ていただくということでお願いいたします。

他に御意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

○名執委員 今の土井委員、小山委員の意見には賛成です。土井委員の意見にあった、「矯正職員の使命」は平成26年の策定だったと思います。やはり大きな不祥事を契機としたもので、再犯防止推進法成立の前夜にできていますので、今回、この時期に、新たに拘禁刑施行を目指して作っていくことはとても大事だと思います。前回は、多くの職員から、矯正職員の使命はどうあるべきなのかを考える中で様々な意見を出していただき、それを取りまとめる形で作りました。そのプロセス自体が、今後に向けての理念の内面化につながっていたということがありますので、誰かが考えて格好いいものを作るというよりは、多くの職員が話し合いながら作っていってもらいたいと思います。

それから、今、委員長からありましたこの順番につきましては、私も1、2、3、4、

5、6、7のままでいいと思っております。前回、組織風土の改革がとても大事なので、それを一番上にした方がいいというご意見もありましたが、私はこの順番がいいと思っています。組織風土の改革を重いものとして明示をするのであれば、第4の具体的提言の後に、文章で、この7つの提言はこのような趣旨で書かれたものだという説明として、再発防止と早期発見のための方策として1、2、3、4が、方策の実現に向けた組織基盤の整備のために5、6、7が書かれている、という趣旨を書けば、意は通ずるという印象を持ちました。

私自身が全体として感じたことを申し上げると、やや瑣末なことを具体的に書いていたり、繰り返しが多くてちょっと冗長な印象があつたり、それから批判的な強いトーンで書かれているようなところもありますので、ここは、委員会としては今後の大方向と再発防止策の方向性を示して、これに沿った形で矯正局が具体化と実現に向けたプロセスを考えることを促す提言として、格調を保った書き方にしたいなという気がしました。今後の議事も踏まえて、文言上の問題などは後ほど提出することにしたいと思います。

それから、大きな点として、もう少ししっかり書きたいところが三つございます。1点目は、今回の事案が、前回の名刑の死傷事件と比較して被害が軽かったのに大ごとなつたというような受け止め方に陥らないように、今回の事案が長期間にわたって継続していたことは、組織風土の問題など、矯正の抱える本質的な問題が露呈したと受け止めて、決して軽く見てはならないという趣旨を最初に入れたいということです。

2点目は、今回の事案が起きた構図として、単独での昼夜間単独勤務などの外的のことについてはかなり書かれているのですが、より構造的な、自分のストレスを弱い立場にある特定の者に向けて発散したり、遊びやからかいとしていじめや虐待のようなことが起きていたということも、もう少し事実として明確に書く必要があると思いました。

3点目は、専門職を含む人材の多様性を今後確保していくという際に、女性の割合を増やしていくということも一つの重要な要素ですので、それを入れていただけたらと思います。

そして、最後に、大多数の幹部が、刑事施設長会同の熊谷先生の講演を聞かれて、今回の事案に問題意識を持って、組織風土に対する改革の意思を持っているということも伺いましたので、その意思を是非後押しして、提言は、実現への期待を強く示すような終わり方にしたいと思いました。

以上でございます。

○永井座長 今、お話の中に、結構強いトーンで書かれている部分があるということで、もう少し促す感触の方がいいということがありました。この点は私も同感でありまして、例えば、今の案でいうと資料19の18ページの真ん中辺りに、書き出しが「そもそも」となっているところがあるんですけれども、いかにも上から目線な感じがするので、こういうトーンは下げた方が良いと思います。全体として、厳しく断罪するみたいなトーンはこの委員会としてはふさわしくないので、言わば外部の有識者みたいな立場で、常識的に考えるとこういうような感じがするのですがいかがでしょうか、といって検討を促すようなニュアンスの方が良いという感じがします。そういう意味で、ところどころですが、余りにトーンが強いところはちょっと工夫していただけたら良いと思いました。

そのほか、御意見ありますでしょうか。

○水藤委員 土井委員、小山委員、名執委員の御発言については、私も全面的に賛成です。重複するところもありますが、そこに加えてということで、若干意見を述べさせていただきます。

まず1点目ですが、先ほど委員長もおっしゃられた書きぶりというかトーンの問題が、私も気になりました。この提言を誰が読むのかと考えたときに、広く一般に読まれて、問題が認識されるということももちろん重要だとは思いますが、今回の場合、かなり処遇の中身に立ち入ったことが中心になっていますので、現に処遇に携わっていらっしゃる方たちから見たときに、どういう形で受け取られるかという、語り方の問題も重要だと思います。もし語り方に対して拒否感を抱かれたら、恐らく、受け入れたくないという意識が働き、改革が形式的には進むが、実質がなかなか変わらないかというようなことが起こる可能性があると思っています。

そもそもこの提言は、これまで長年にわたって矯正の現場の中で行われていたことに対して、そこを変えていったらどうですかということを言おうとしているので、どのようなコミュニケーションをしていけば、現場に受け入れられるのかという視点は必要だと思います。その一方で、大きな課題が幾つかあるということも明確なので、それらの点については、はつきり伝える必要もあります。そのバランスをどう考えるのかが、非常に重要なと思いました。

二つだけ例を挙げますと、2ページのところに組織風土の問題を書いた箇所がありました。元々「矯正の長い歴史の中でゆっくりと積み重なってきた言わば「おり」のようなものであり」とあります。これは例えとしては私もよく分かるのですが、伝統に対する意識

が強い組織の中で「おり」と言わされたら、恐らくもうこの時点でかなりの拒否感を抱いてしまうという気がします。何かしら言い換えることも必要なのかと思いました。

もう一つ、委員会が主語でありながら、「策定した」となっている部分があります。策定されるのは局や管区、施設であって、この委員会は飽くまで提言をする立場であるという点は明確にしておかないと誤解を生むかと考えました。

2点目として、14ページにある行刑改革会議提言の再検証に関連する箇所があります。矯正局による統計を見ると、ここに指摘されている過剰収容以外に被収容者の属性の変化というのも、恐らく運用が制度趣旨を生かし切れていなかった背景事情の中にあるのではないかでしょうか。その辺りをどう分析したかは重要だと思いますので、少し補足していただけるといいのかなと考えました。

それから3点目として、15ページの「言うまでもなく」という箇所以下について、土井委員からの御発言に重なりますが、「規律秩序の維持に関する職務と受刑者の改善更生や社会復帰支援に関する職務は、刑務官にとっていずれも重要である」という部分です。改善更生、社会復帰の支援といった働き掛けのためには、施設内部が落ち着いた状態で、安全が保たれていて衛生が管理されているということが前提として必要とされるという順序ではないかなと、私は思います。優先順位としては前者が上であるべきで、拘禁刑の下での新たな処遇というときには、その点を明示することがポイントだと思います。何のためにこの施設があるのか、そこで働いている自分たちの使命は何なのかを明確にしていくという視点での記述が必要かと思いました。

4点目です。視察委員会の部分ですが、原案として出されたものに対して、追記を2か所提案しています。行刑をしている施設はある程度の閉鎖性、密閉性というのは避けられないわけですよね。その中で開かれた行刑ということを言うのであれば、やはりその視察委員会がどう開かれたものであるかというのが、決定的に重要だと私は考えていました、視察委員会がどう活動したのか、それに対して管区や局がどう対応をされたのかは、やはり明確にすべきだと思います。もう一つは、視察委員会の機能強化につながることや、外とのつながりを強めるところの視点があるとよいのかなとに考えました。これらが追記提案の趣旨です。

以上になります。

○永井座長 どうもありがとうございました。4点にわたって御指摘を頂きました。2番目に御指摘があった、策定したというような言い方ですが、確かに委員会でどこまで言うべき

なのか、それを受けた矯正当局の方では何をすべきなのかと、この辺りは意識して分けて考える必要もあるのかなというふうには思いました。

そのほかに御意見ありますでしょうか。

○田島委員 まず一つが、この提言書の1ページの「はじめに」の下の方で少し触れられている「気付いて10か月もの間、本件事案が発生していることに気付かず」というところで、気付いた後も視察委員会等への報告等がなされていなかつたということも、二度とこういうことを繰り返さないことを期待して、入れておいた方が良いと感じました。

二つ目は、20ページのマネジメントを意識した施設運営の促進のところに、「既存の人事制度を積極的に活用するということ」がでてきます。大前提として、この人事制度というのは、今後の拘禁刑に向けて、刑務官に期待することは変わってくると思うので、それが人事制度に反映されて、受刑者の改善更生を後押しするような刑務官の行動を評価するものに変わっていくという前提で書かれているのでしょうか。これは、事務局への質問です。もしそうであれば、既存の人事評価制度というのは、ちょっと誤解を与えるのではないかと思いましたので、検討していただければと思います。

三つ目です。34ページの研修のところですが、新規採用者に対する研修の研修内容のところで、これは書き方の問題かなと思うのですが、C V P P Pのことについて触れられています。これは飽くまでも暴力を予防するためのものと私は思っていますので、ここは実力行使等の特別な場合においての人権の侵害をしないための技術みたいな書き方がよいのではないかと思いました。

最後です。本日、最初に総務課長から、推進体制の整備について御紹介いただきました。少し不足な部分があると思っています。今後、幹部を含む職員の皆さんに今後拘禁刑導入で変わる矯正施設の理念、役割、現在の在り方から、委員会からの提言を自ら考えてもらい、矯正局と矯正施設がお互いに話し合い、納得して実現していくことが最大のポイントだと思っています。このためにも、最後は矯正施設全体を変えていくという前提ではあると思うんですが、その進め方は、矯正局の仕切りの下で各施設に行ってもらい、その進行状況を点検していくということが必要だと思います。進行状況を点検するのには、政策評価制度などを利用する案が既に出ていました。

ただし、モニタリングの前段階の実施段階である矯正局の仕切りの下で各施設に行ってもらうという、この部分を担う組織が絶対に必要だと思います。文章で書くと簡単なんですけれども、実現するためには、矯正局と各施設とのやり取りや、各施設長と現場のやり

取りをサポートすることが絶対に必要です。この役割を担ってくださる人が複数必要ではないかと思います。相当御苦労のあるポジションになると思われますので、少なくとも今回お示しいただいたような、今の仕事にただ役割を振っただけでは、非常に困難を極めると思います。できれば、時限的でも構わないと想いますので、専属的にここに係るチームを置くというのが望ましいのではないかと思います。是非、提案を現実可能なものにするためにも、例えば大臣や局長の御判断で、現実的にそれが可能となる整備体制を整えていただくことを、庁内の優先順位の高いものとして位置付けていただくということを希望します。このことを、委員会から是非提言の中にも入れていただけると、より現実的なものになると考えています。

以上です。

○永井座長 どうもありがとうございました。4点にわたって御指摘いただきました。2番目の既存の人事評価制度の利用の仕方について御意見があつたと思うのですが、この点について、当局の方で何かコメントされることありますか。

○西岡参事官 拘禁刑の導入に伴いまして、刑務官が果たすべき役割というものは変わってまいります。その目標の設定についても、おのずと変わってくると思っておりますので、今とはまた違った人事評価の活用方法にはなってくると思います。

既存の、というのは人事評価制度自体は政府全体で取り組んで導入されている制度自体でございますので、我々はその制度自体を変えることはできませんが、もちろん運用を変えていくということです。書きぶりを検討したいと思います。

○田島委員 ありがとうございます。

○永井座長 佐伯委員、お願ひします。

○佐伯委員 私も読んでいて、この20ページの人事評価制度という部分の文章にちょっと引っかかりました。あまりこの委員会で人事評価制度について議論した記憶がございませんし、この部分なくすんなりつながっているので、私はむしろ取ってもいいんじゃないかなという気がいたしました。

また、全体に係る部分と個別の部分がありますが、まず全体のトーンと言葉遣いについては、これまでにあった御意見に全く賛成です。私も読んでいて、非常に専門用語が多く、それをまた括弧の中で説明するというのは、一般の職員の方あるいは一般的の国民の方が読んで分かりやすいものではないため、大和言葉に直すのがよいと思いました。

それから2番目に、前回、具体的提言の中で組織風土の改革を下の方に持っていくこと

について、ちょっと消極的な意見を申し上げましたが、頂いた案を拝見して、問題点のところで組織風土に問題があるということをきちんと指摘していただいているし、この位置に置くことについて、読んで特に違和感はありませんでしたので、私もこれで異論ありません。

それから、3番目に、規律秩序維持の位置付けです。今まで規律秩序維持にウエイトが掛かり過ぎていたということで、規律秩序維持の位置付けを、改善更生のための環境を確保するためのものであると位置付けるというのは、確かにバランスを修正するという意味で意味のあることかと思います。ただ、拘禁刑にとっては、拘禁するということ自体が本質的要素ですので、そのために規律秩序維持が重要な役割を持っているというのは否定できないことかと思います。そういう意味で、規律秩序維持を二次的なものとして位置付けるというのは、言い過ぎのような感じもします。ただ、最初に申し上げましたように、今までバランスが傾いていたものを適切なバランスに戻すためには、このような言い方もあってよいのかとも思います。

4番目です。視察委員会の部分で、いろいろ機能強化のための提言がなされています。ただ、ヒアリングで伺ったところでは、委員の方々、なかでも委員長の御負担が大きいようで、専門の事務局を置くことができるのであれば、改善策としてよいことかと思いますが、それが実現しないとすると、少し委員会の個々の委員、特に委員長の負担が大きい気がいたします。そういう意味では、例えば委員会の回数を増やすというようなことも含めて、すべきであるというよりかは、各委員会の実情に合わせてできるようにするというぐらいの言い方がよいように思います。

それから、やはり視察委員会のところですが、24ページに視察委員会を意識した施設運営の促進という項目があります。視察委員会の存在を意識していただくこと自体は大事なことですが、それを目的として行うということではなく、視察委員会の機能強化として行うべきことのように思いますので、位置付けを再検討すべきだと思いました。

以上です。

○永井座長 どうもありがとうございました。今の御指摘の中で、規律秩序の維持をどう位置付けるかといった辺りは、確かに難しい問題だと思います。今回はこういう流れで出てきた委員会ということもあって、規律秩序の維持よりももっと大事なものがありますよねというトーンが強く出ているというところはあると思います。例えば、10ページから11ページ辺りをずっと読んでくると、見方によっては規律秩序の維持を何か全否定するよう

なニュアンスにも受け取れるようなところもあるのかなと思って、規律秩序の維持ももちろん大事なことは分かっていますよみたいなのを、盛り込んでおくことも考えられると思いました。例えば、11ページの真ん中辺に（イ）という項目があるんですけれども、その直前辺りに、「もとより規律秩序の維持が刑事収容施設において重要であることは当然であるが、その意識が行き過ぎると問題が生じてくる」というような、フレーズを入れることも考えられるのかなというふうにちょっとと思いました。

この辺りも含めて御意見伺えればと思います。いかがでしょうか。

○岡田委員 今までの各委員の先生方の御意見については、全面的に賛同いたします。その上で3点ほど申し上げたいと思います。

まず、1点目ですが、今回の提言は、人権意識が希薄であったなど、受刑者、被収容者の人権を尊重しなければいけないということを前提として全体が構成されています。しかし、そもそも一般の方からの見え方として、受刑者というのは犯罪者であると、悪いことをしてその罰として収容されているのだから、そのような者の人権など余り重要視すべきではないのではないかという感覚的なものは多少あると思います。だから、敬称の問題についても一般の方からは、そのような感覚で見られる可能性もあると思います。よって、今回の提言では、その大前提として、そもそも受刑者は人権の享有主体であるということ、つまり国家刑罰権の行使として自由刑に処せられているという制約はあるものの、個人として尊重されるべき基本的人権の享有主体であるということをうたうということにより、全体の理解、特に一般の方からの見え方についての理解が深まるのではないかと思いました。

2点目です。チーム処遇の導入等についての項目ですが、刑務官以外の専門官、専門職、心理福祉士等は、も含めて、人数的にも少数派であると思われます。刑務所の中心的な職員である刑務官が人数的に多数を占める中で、刑務官以外の専門職の方々が心理的に自由に発言し、意見を述べる機会を確保するためには、その地位とか立場をできるだけ刑務官との対等化を図る必要があり、そのための十分な措置を講じるということについても配慮をする、ということを提言に加えることも必要ではないかと思いました。

3点目です。提言書案の第5を見ると1、2、3というのがありますて、この第5の2というのが「矯正に期待すること」という表題となっています。この表題だけを見ると、何かいわゆるまとめ的な、終わり的な内容なのかなと思ってみると、そうはなっていません。それで、飽くまで体裁の問題なんですけれども、この種の提言書ですので、一番最後

の箇所に、「終わり」にというような、最後にまとめ的な項を立てて、記載してもいいのではないかと思いました。

最後に、形式的なことの確認ですが、提言書案の中に、「受刑者」という用語と「被収容者」という双方の用語がそれたくさん出でますが、これは何か理由があつて使い分けがされているのでしょうか。

○永井座長 最後の受刑者と被収容者の使い分けの辺り、何か当局の方で御意見ありますでしょうか。

○吉野官房付 正確に受刑者だけを指しているときには受刑者という用語を使いまして、その他の未決拘禁者も含めた対象としているときに被収容者と用いています。正確に使おうとしているがゆえに、かえって分かりにくい表現になってしまっているかもしれません。

○岡田委員 分かりました。

○永井座長 ありがとうございます。今、岡田委員の3番目の御指摘、一番最後の項目をどうするという問題があろうかと思います。この辺りは、作法みたいなことだと思いますが、最初は「第1 はじめに」というのがありますので、最後の方に、第何、終わりにというのがあると、何かバランスがいいかなと思います。記載すべき内容としては、今でも締めくくりみたいな文言を意識した部分があります。あそこをもうちょっとブラッシュアップできればというふうに思っています。項目第6ということになります。「第6 終わりに」みたいな感じでよろしいですかね。

「第6 終わりに」ということで、全体を通じての締めくくりになるような、この委員会として今後に期待することみたいなことをちょっと書くということでよろしいでしょうか。内容的には、今もう既に出来ていることをちょっとブラッシュアップするような形にならうかと思います。では、その方向でちょっとまた検討していただければと思います。どうもありがとうございました。

○水藤委員 最後のところですが、私もその御提案に賛成です。あとで修正について提案をしたいと思います。提言の最後の箇所では、非常に大変なことをされようとしていると捉えていることは述べたいと思います。今回検討されている提言の内容を実行するには、多くの時間も、大きな労力も掛かるだろうし、大変なことだろうというふうに認識していました、最後に、委員会としてこの点を述べられればと考えています。

以上です。

○永井座長 どうもありがとうございます。

○土井委員 今、岡田委員から御指摘のあった、受刑者が人権の享有主体だけれども、一般の人はその辺どう思っているんだろうというお話がありました。何のための規律維持かという議論ともつながると思うんですが、マンデラ・ルールのルール3に「犯罪者を外界から隔離する拘禁刑その他の処分は、自由の剥奪によって自主決定の権利を奪うものであり、正にこの事実のゆえに、犯罪者に苦痛を与えるものである」と、それゆえ、「正当な分離又は規律維持に付随する場合を除いては、拘禁制度は、右状態に固有の苦痛を増大させてはならない」という条文があります。

つまり、正にもう懲役もなくなって拘禁刑になるわけですから、懲役というのはこのマンデラ・ルール3に明らかに抵触すると思います。要は、拘禁刑になって外の社会を自由にもう歩き回れないと、そういう本当の自由な状態とは違う隔離された中に置かれるということが拘禁刑の本質で、それに付随して、規律秩序の維持はその限度では必要だが、それを超える形で苦痛を与えてはいけないと。みんなに迷惑を掛けるようなことは、その拘禁状態にある以上、みんなに迷惑を掛けるようなことは駄目ですよ、ということでルールを守らせるということは必要、それは肯定されます。しかし、必要以上にがんじがらめにそのルールで縛るということは、拘禁されることに固有の苦痛を超える苦痛を与えるということで、マンデラ・ルールに違反するという整理なんだろうと思うのです。だから、拘禁刑に処せられている受刑者というのは身体の自由を制限されているので、その限度では人権の制約は受けているが、それ以外のところでは基本的には人権の制約を受けないんだという整理だと思います。規律秩序の維持というのも、それに必要な限度では当然肯定されますが、それを超えてはいけないという整理になると思います。

だから、このマンデラ・ルールのルール3は念頭に置いておく必要があって、今の現場で全然考えていないと思いますが、閉じ込めるということを以上には、懲らしめてはいけないということだろうと思います。

○永井座長 どうもありがとうございました。

それでは前回、呼称問題というんで、敬称を付けるかどうかという辺りでいろいろな御意見がありました。いろいろな御意見のやり取りがあったかと思いますが、何か御意見ありますでしょうか。

○安藤委員 呼称の前にこちらの提言書の件でもよろしいですか。

○永井座長 はい、お願ひします。

○安藤委員 個別箇所の指摘ではありませんが、全体的に厳しいトーン一色でまとめられてい

るようになります。今回は不祥事を踏まえての提言ですので仕方ないとは思いますが、全国の多くの刑務官は適切な処遇を行い、受刑者の社会復帰のための一助となってくださっているという面も考えますと、まずは、とても大変で困難な業務に就いておられること、そして多くは適切な処遇が行われていることを挙げていただき、しかし、一部でこうした不祥事が発生してしまったというような書き方で、これからも多くの刑務官が誇りを持つて職務に取り組めるためにも、不適切処遇の現状がマジョリティーであるかのような誤解を招かないような書き方にしていただければと思います。また、今後、刑務官の成り手が減少してしまうことも困ります。拘禁刑となり、再犯防止のための支援という形で福祉的な視点も取り入れていくものと思いますので、それは本当に社会的にも賞賛に値する仕事であるということも入れていただきたいと思います。もう一点は、呼称の件にも通ずるところです。被害者の視点というのは、受刑者の処遇全てにおいて重要であると思います。直接的な被害を受けた方にとっては、呼称の問題は受け入れにくい面もあるかもしれません、こうした被害者の視点を踏まえつつも、再犯を防止することは、次の被害者をなくすという点で間接的な被害者支援にも通ずるという面もあります。だからこそ、必要に応じて福祉的な視点を持って適切に受刑者を扱うことや、再犯防止のための取組は刑務所で行うべきことなのだということを、どこかに入れていただければと思います。

○永井座長 今御指摘があったような、刑務官のお仕事が大切なもののなんでというようなのは、どこかに盛り込みたいような感じがしますね。皆さんいかがでしょうか。それは共通の意識ですよね。やっぱりこの委員会の始まりがああいう問題から始まっているので、それを防止するにはどうしたらいいかというようなトーンが強く出ますが、基本的には、非常に大事な役割を果たしていただいているという、その理解は、この委員会でも共通の理解というふうに考えてよろしいでしょうかね。

では、そういう観点をどこかに盛り込むことができればという感じはいたします。

そのほかに追加的に御意見ありますでしょうか。今頂いた意見で、今の報告書の原案に盛り込む作業というのは結構大変だと思うんですけども、そこは時間的に大丈夫でしょうか。

○煙山参事官 事務局としましては、可及的速やかにそれらを取り込み、その結果というのを委員の皆様にお示ししたいなということで、そこは頑張ってやらせていただきたいと思います。

○永井座長 大変な密度の作業になりそうな感じがしますが、どうかよろしくお願いします。

○煙山参事官 事務局として精一杯頑張らせていただきます。

○永井座長 よろしくお願ひします。

どうぞ、名執委員。

○名執委員 最後一つだけ。案が作られたときに、既にもう実施されているものであつたりとか、正確な事実がよく分からぬまま書いてある内容については、矯正局がその実情を一番御存知だと思いますので、そこはよく事実関係を調べていただき、こちらの側に誤認があつたものについては、是非遠慮なく指摘して、変更なり修正ということをお話しいただければと思います。

例えば、内部通報制度の現状がどうなっているのかという点とか、呼び捨ての問題も、何か深い考えに基づいて合理性を求めてやっていたというよりは、慣習が続いていただけという感じもあるところで、最後、指摘が外からあつたときに、事実が分からず答えられない部分については、注意して御検討いただければと思います。

○永井座長 どうもありがとうございます。

それから、私がちょっと気になっている点を一つだけお諮りしたいと思うのですが、本件のきっかけになったXさんのがの名前なんですけれども、今の案の2ページの下の方には、左眼挫創って書いてあるんです、左眼の挫創。左眼というと、眼球を損傷したんじゃないかという感じがするんですね。

ここの証拠関係を見てみると、発覚当日の診断書というのがあるんです。それに、この左眼挫創って書いてあるんです。ところが、他の資料を見ると、その言い方ではなくって、左のまぶたとか左の眉の付近とかという形になっています。この発覚当日に撮影された看守部長作成の写真撮影報告書というのがあるんですけども、これでお顔の写真がいっぱい出ていまして、それを見ると、特に写真6号、9号の辺りを見ると、要するにやっぱりまぶたなんですね。まぶた、それから眉毛のちょっと下のこの眼瞼といわれる部分、その辺りに赤い血が出ているというのが認められます。ですから、この報告書に記載するけがの中身としては、左眼挫創ではなくって、例えば、左眉付近に挫創を負わせていたとか、眼球ではないんだというのが分かるような表現にする方が事実にも合いますし、よいのではないかと感じました。この点皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

では、左眉付近に挫創を負わせていたというような表現でやっていただければというふうに思います。

そのほかに、全体を通じて何か御意見がこの機会にありますでしょうか。

○土井委員 先ほど申し上げなかつたのですが、今回の拘禁刑の導入も踏まえた上で、処遇の方法を大幅に変えていくということに当たっては、人間科学系や福祉心理系の専門の人たちをどこまで増強できるかということが、鍵であると思っています。本当は何人ぐらいと出した方がいいとは思います。それこそ異次元の感覚で人を増やすべきや駄目だということを、はつきりどこかで書いていただきたいなと思います。

○永井座長 この点に関連して、当局の方で何かお考えありますか。

○西岡参事官 人事担当としましては、書きぶりについて表現を工夫させていただきたいと思います。

○永井座長 ありがとうございました。

水藤委員、どうぞ。

○水藤委員 今の点に関して、書きぶりもあると思いますが、人間科学系や福祉心理系の専門職の増強を強調をする場合、専門職の立場の対等化をセットにしておかないと、採用したはいいけれども定着しないということがあったり、そもそも採用が難しいということがあったりすると思います。今、社会福祉学部の学生さんは、必ずしも全員が対人援助の領域に就職するわけではありません。その他の領域と競合状態になっている中、刑事施設の職員というのはなじみのない職種です。また、一層社会復帰支援を充実させていく、チームでやろうというのであれば、ある程度フラットな関係性が職員間には必要になります。それは、今のところ刑事施設職員の方があまり得意ではないアプローチだと思います。そこをあえてやろうというのであれば、そこは有機的連携を考えていくことが必要なので、岡田委員の先ほどの御指摘の点とリンクをさせておくことが必要ではないかなというふうに考えました。

以上です。

○永井座長 どうもありがとうございます。今の御指摘について、何か感想みたいなことがありますでしょうか。

○森田成人矯正課長 チーム処遇をしていく中で、フラットな関係というのは、いろいろやり方あるのかなと思っています。先ほどの職員の使命についての考え方を変えるというのもあります。やはり今まで刑務官主導でやってきたということもありますので、理念で言われてもなかなかというところもあるかと思います。そこで、例えばそこをモデル的に実施をしてみて、こういう形でやるとうまくいくんですよというのを、実際見えるような形にしてみる。それを水平展開するようなやり方もあるんではないのかと思っています。そう

といったやり方を工夫しながら、刑事施設で腹落ちするような形で、こういう形でやるのがすごく効果的なんだと理解できるような進め方を、考えていきたいなと思っています。

○永井座長 どうもありがとうございます。

それでは、ここで10分程度休憩を取りたいと思います。よろしくお願ひします。

(休 憩)

○永井座長 それでは、会議を再開したいと思います。

休憩前に引き続いて、再発防止策に関する議論をやっていきますが、ここで、これまでの議論の中で少し話が出ていた問題について、当委員会として取扱いをどうするかという点を確認しておきたいと思います。

一つは、死亡事案の取扱いについてです。

名古屋刑務所における昨年3月1日の死亡事案について、本年1月10日付で、遺族の代理人弁護士の方から要請書が提出されました。具体的には、当該死亡事案を、第三者委員会において調査と討議のテーマとすること等が求められていたところです。この点については、個別事案の解明は、当委員会としては直接のテーマにはならないという御意見があり、その一方で、刑事施設として組織上の問題点が認められれば、それは検討の対象になり得るという御意見があったと記憶しております。これまでその方向で検討が進んできたものと思われますが、この点について、追加的に御意見があれば、この機会に伺いたいと思います。いかがでしょうか。これまでの出ていたような方針ということでよろしいでしょうか。

もう一つは、国内人権機関の問題というのが話題に出ていました。国内人権機関の問題につきましては、さきに土井委員から問題の提起があったところでございます。この点については、これまで余り立ち入った議論はされてませんでした。この国内人権機関の点について御意見があれば、この機会に伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○土井委員 結論としては、今回のこの提言で、国内人権機関を作れと強く打ち出すものではないんだろうとは思っていますけれども、そうかといって、全く触れないというのはどうかなと思いました。前回の行刑改革会議提言の中で、本来、国内人権機関を作つて第三者的なところが扱うべきだがすぐにはできないから、それができるまでの暫定的かつ事実上の措置ということで、今の不服申立ての制度がある。こういう位置付けになっているので、

引き続きの課題として留意しておくべきであり、行刑改革会議で積み残しになっていると
いう程度のことは入れていただけないかなと思います。未解決の問題として残っているわ
けですので、そのことは忘れないようにという程度は入れても、そう問題ないのでない
かなと思っています。

○永井座長 御意見どうもありがとうございました。この点について、ほかに御意見のある方
いらっしゃいますでしょうか。

○佐伯委員 私も土井委員の先ほどの御提案に賛成です。やはりあるべき姿として、こういう
ことの検討が必要であるというのは、そのとおりだと思います。

○永井座長 ありがとうございます。この点は引き続き課題ですよねという形ですね。

○土井委員 そうです。

○永井座長 この記載を入れるかどうかという点について、皆さんの御意見があれば更に伺い
たいと思いますが、いかがでしょうか。

この点は、この会議としては重点的には取り上げてこなかったもんですから、そういう
点でどうかという問題があるかとも思いますが。

○土井委員 そうですが、不服申立ての制度が今回は十分機能せず、改善すべき点があると言
っているわけです。では、そこを改善すれば、国内人権機関については、我々が必要ないと
判断したかのようにも読めなくはないので、議論はしていないが、要らないと判断した
わけではなく、行刑改革会議のあの議論は今も生きており、忘れないでほしいということ
で書くということです。

○永井座長 分かりました。従来から議論にも出ていたと思いますが、人権擁護局という機関
も含め、どう考えるかという点も論点ではあるんですかね。

名執委員、この辺り御専門かと思うのですが、何か教えていただけることがあれば有り
難いと思いますが。

○名執委員 私たちがこれを書いても、何かがすぐに変わるということではないとは思います。

○土井委員 いや、書かないはどうなるかということなんですよ。書いたから、どうこうなる
と思っていないです。書かないと、もうその議論はしなくていいと我々が判断したかのよ
うにならないかということを心配するんです。そんなにデリケートな問題なんですかね。

○永井座長 盛り込んでもいいんではないかという御意見もあるようですので、特に大きな支
障がないということであれば、盛り込んでおいてもいいのかなという感じはいたします。
確かに、新たな機関をどういう形で設計するかというのはかなり大きい問題で、この委員

会がテーマとしているところからすると、かなり手に余るような問題だという感じはいたします。

ただ、土井委員がおっしゃるように、前回の提言で出ていたことについて、引き続き課題ではありますよねという限度で言及するというのであれば、そう大きな支障がないような感じもしてきましたが、この点は、事務局の方で何かお考えありますか。

○煙山参事官 よろしいかと思います。

○永井座長 特に御意見はないということでいいですか。

では、この程度の文言を盛り込むという方向で進めてよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

では、そのようにします、もし表現等について、もうちょっとこうした方がいいという点があれば、案にするときに調整していただければと思います。

それでは、ただいまの御議論を踏まえて、まず一つ目の元受刑者の死亡事案については、本委員会では調査、討議は行わないということにしたいと思います。それから、二つ目の国内人権機関の問題については、土井委員の案にあるような形で盛り込む方向で考えていくということにしたいと思います。

委員各位におかれましては、非常に精力的に御検討をされて、御意見を頂きました。一応、本日の議論をもって、報告書の内容はほぼ確定したということになります。ただ、今まで出ているいろんな御意見を取り入れて改訂版を作っていくという作業は、かなり大変な作業になると思います。追加的な御意見があれば頂いて、それを踏まえて、事務局の方で改訂版を作成していくということになると思います。改定されたものにつきましては、もう一度これで決定にしていいですかというのを各委員に確認する手続があって、それで成案にしたいということだと思います。

そういうやり方で、報告書の記載ぶりにつきましては、事務局を通じて調整させていただきまして、その上で、6月21日水曜日、次回の第11回の委員会で正式にその内容を確認いたします。その日に法務大臣に提出する運びにします。進行としてはそういうことでよろしいでしょうか。

○土井委員 確認ですが、どこまで取り入れられるかということがあります、最終形のものを来週中ほどに頂いて、ここはやっぱり違うのではないかというのが更にあり得ると思う

のですが、それは言っても良いのですか。

○永井座長 それはもちろん、御意見があれば出してください。

○土井委員 その作業が、最終どこまでかということです。来週、15日とか16日あたりで確定という形になるという理解でいいですか。

○永井座長 そうですね。21日にはもう大臣にお渡ししますから、もし調整作業があれば、その15日までの間に意見交換しながらまとめていくということになろうかなと思います。

○土井委員 そうすると、来週中頃に出るという話だったからそこは最後の一、二日の話なのですが。

○永井座長 今、事務局の方から伺いますと、月曜日、6月12日には改訂版を頂けるということのようですので、このスケジュール感で進めていきたいと思います。

それで、今日は、報告書ができるとすると、その表紙がどういうものになるかというのも大きな関心事でございます。表題をどうするかということと、それから、副題も大事なんだということを伺っております。それで、この点について、表紙どうするかということで伺いますと、題名案について6個の案があります。表紙の本題をどうするかというのもありますが、報告書とするか提言書とするかというのがありますが、ここに出ている案では全部提言書になっております。これは、前回の行刑改革会議のときも提言書という形になっていましたですかね。

まず、本題の方は提言書ということでおろしいでしょうか。

(一同異議なし)

副題ですが、それぞれニュアンスがありまして、一つ目は、前の行刑改革会議が1.0で、今回はその続編ですというようなニュアンスのものがあります。それから、2番目、3番目、4番目の案は拘禁刑という単語を入れて、この時期を意識した記載になっています。5番目はかなり幅広く捉えています。6番目は今回の不祥事を意識して、パワーというものからの脱却を促すというものになっています。それぞれそう大きな差はありませんが、少しずつ観点が違うのかなと思います。

この副題の点について、御意見があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○水藤委員 私は3番目を提案をしました。補足をすると、拘禁刑の導入を意識をするということと、この委員会における議論を振り返ってみると、今日のこの提言の中身に対する

議論もそうですけれども、やはり処遇の在り方を更新していく、変化をさせていく必要があるという議論がかなり多かったと受け止めています、それらを踏まえて本案を考えました。

以上です。

○永井座長 ありがとうございます。3番目の特色は、拘禁刑という単語と新たな処遇という単語が入っているということだと思いますね。

そのほかに御意見ありますでしょうか。

○名執委員 この提言書という言葉の前に、「受刑者処遇体制と組織風土の改革に向けた提言書」と枕言葉を入れて、副題としては、本当に言いたいことは、「人間性を尊重し真の更生に導く拘禁刑理念の実現を目指して」というようなことだと思いました。上は何を改革する提言なのかということと、下はそれがどこを目指しているかという分け方です。少し長いので切ってもいいかなとは思いましたが、盛り込みたい趣旨は今申し上げたとおりです。

○永井座長 ありがとうございます。内容的にはそのとおりで、盛り込まれていることも非常に豊富、何かはじめに書いてもいいようなことですね。

○名執委員 そうです。

○永井座長 ほかに、この表題、そして副題について御意見いかがでしょうか。

リモートの田島委員、何か御意見ありますでしょうか。

○田島委員 全体的には、やはり読む方のことを考えて、前向きな表題ということだったらいと思います。今までのものを、例えば、今までの在り方から変わるとか脱却するということではなくて、前向きな雰囲気が出る言葉だといいなと思っています。

以上です。

○永井座長 ありがとうございます。

ほかに御意見いかがでしょうか。

○土井委員 私は6番ですが、まず、本来のタイトルの方で、組織風土の改革に向けた提言なのですが、今まで自分たちがやったことは駄目なのかというのを、いきなりタイトルで感じる人が出てくるかなという懸念が少しあります。また、サブタイトルの方で、更生をするのは本人の主体性の問題で、こっちが指導することと受け止められるのは良くないのではと気になりました。

○永井座長 ありがとうございます。

ほかの方、御意見いかがでしょうか。

○佐伯委員 副題のところはシンプルで、かつ、拘禁刑が出ている方がいいと思います。その意味では2番目か3番目で、どちらかというと3番目の方が私はよいのではないかと思いました。

○永井座長 ありがとうございます。3番目についてほかの方はいかがでしょうか。

○安藤委員 2番目と3番目を組み合わせて、提言書のところはそのまま、副題の方を、「拘禁刑時代の新たな処遇の実現に向けて」という形ではいかがでしょうか。

○永井座長 拘禁刑時代の新たな処遇の、実現というのを入れるんですね。「拘禁刑時代の新たな処遇の実現に向けて」と。

岡田委員、何か御意見ありますか。

○岡田委員 私が考えた副題は、「拘禁刑の下で求められる刑事施設の役割を果たすために」ですが、現時点では、今の安藤先生のご意見が良いのではないかとと思っております。

○永井座長 ひととおり伺ってみたいと思います。小山委員、いかがでしょうか。

○小山委員 今のところ3番目ですが、安藤委員が今おっしゃった、その2番目と3番目のハイブリッド案もいいなと思ったところでございます。

○永井座長 ありがとうございます。

土井委員、改めて追加する点ありますか。

○土井委員 安藤委員の案が一番よさそうな感じがしてきました。

○永井座長 ありがとうございます。

名執委員、いかがでしょうか。

○名執委員 私も3番の改良案、安藤委員の意見で賛成です。

○永井座長 水藤委員、いかがでしょうか。

○水藤委員 私も安藤委員の案に賛成です。

○永井座長 もう一度、田島委員にも伺ってみます。いかがでしょうか。

○田島委員 安藤委員のハイブリッド案に賛成です。

○永井座長 今出ていた御意見からすると、安藤委員のことで全員了解みたいなことでよろしいですか。

では、確認しておきますね。「拘禁刑時代の新たな処遇の実現に向けて」ということですね。

○佐伯委員 言葉遣いの問題として「の」が続くので、「拘禁刑時代における」の方がいいか

もしそれません。

○永井座長 「の」が連続するというところを避けると、「拘禁刑時代における新たな処遇の実現に向けて」ですね。

○佐伯委員 細かいところは、また検討していただくということで。

○永井座長 でよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

では、そのようにします。題は提言書で、副題は今のとおりにします。

今日の御意見いろいろありましたが、もし後でお気付きの点があれば、事務局にメールしていただければ有り難いと思います。

○土井委員 ちょっと中身の話で、1点よろしいでしょうか。

ウエアラブルカメラの件です。今までの議論では皆さん、ウエアラブルカメラには肯定的なお考えが多くて、私も否定するものではないですが、現状もう導入が始まっています。例えば、どういう場合にウエアラブルカメラを使うとか、そこで記録されたデータをいつまでどんな形で保管するかとか、それを見せろというふうにどこから言われたときに、どこまでどういうルールで開示するかとか、そういうことが何かよく分からぬまま使われているような気がしています。

それと、ウエアラブルカメラを何のために使うのかです。やっぱりカメラを向けられると、「何だ」と普通思うわけで、受刑者に対してレンズが向いていると受刑者としては、自分が悪いことをするやつというふうに見られているという抵抗感があると思いますので、ウエアラブルカメラはいいねと安易に書かない方がいい気がします。

何か事故が起きたときに検証がしやすいということで、記録という趣旨であれば記録だし、中を見ると、受刑者に対する牽制というような言い方をしてあって、牽制のためにウエアラブルカメラ使うのかなと。そうすると、この提言書の中で、受刑者と職員とがちゃんと人間的な交流をしましようと言っている点に対して、抵触するような気がします。ウエアラブルカメラについて議論をしていただけないかなと思います。

○永井座長 この点について、今、部分的に試しに行われているということですので、その趣旨、目的について、当局の方で御説明していただきますか。

○大内警備対策室長 今は職域拡大で用いているという面がございまして、その牽制とかお互

いのやり取りを、悪いこと、例えば職員が暴言を吐いたり記録するという観点から撮っておりませんので、若干意味合いが違いますが、ウエアラブルカメラを用いるところの現状としましては、その職員も受刑者も抵抗感もなく、導入されているというのが現場の状況でございます。

○永井座長 確かに最初は意識するかもしれないんですが、それがもう当たり前になると、例えば我々も町を歩いていて、防犯カメラを意識して行動するということがなくなるような感じになれば、ありのままの事実を後で検証できるという機能が中心になります。

○大内警備対策室長 あと、記録の問題は、現在も実力行使したときにはカメラを持参しています。そのほか、保護室とか静穏室のカメラも録画しています。それも記録媒体表とか管理表を作って5年保存するような内規通達を発出して、管理しています。恐らくは、ウエアラブルカメラを使用する場合も同様な感じで、内規に基づいて管理するようになると思います。

○永井座長 それはウエアラブルカメラについては、何かあったときのものについては、そういうふうに管理するということですか。

○大内警備対策室長 はい。

○永井座長 何もなかったときのものは、もう少し簡素な扱いになるのでしょうか。

○大内警備対策室長 まだ具体的には検討しておりませんけれども、何もなければどうかとか、期間を切って消去していくというような格好になるかなと考えております。

○永井座長 はい、分かりました。

○佐伯委員 ウエアラブルカメラを双方向でも使えるようにしていくというのは、私は、今後限られた人員の中で適切な処遇を進めていくという意味で、意義のあることだと思います。

現在の報告書の案でも、ウエアラブルカメラの装着によって、受刑者が過度に萎縮するようなことは留意すべきだということは書かれています。また、最後に土井委員が提起された、きちんと内規を整備すべきであるということは、今、その方向であるという御回答もありましたし、そのことを報告書案に付け加えるということでよいかと思います。

○永井座長 どうもありがとうございました。

○名執委員 私も修正意見を出させていただこうと思ったのですが、こここの構成について、若手のサポートのために、複数職員の勤務体制とか夜勤班長クラスの増配置を図るとしています。今もウエアラブルカメラは、一定程度は受刑者の牽制とか不適正処遇の発見のためには役立っているが、今後は若手職員のサポートのために、OJTとして活用したり双方

向の指導支援ができるように使っていくという意図がもう少し分かりやすく書けるといいのかなという印象を持っていました。よく読めばそういう趣旨で書いてあるのですが、もう少し分かりやすく書かれるといいので、文言上の整理を検討して、金曜日までに出そうと思いました。

○永井座長 金曜日の正午までということで出していただけますと。分かりました、ありがとうございます。

○水藤委員 今の点に関して、名執委員の御指摘のとおりの示し方の整理というのは、私もあった方がいいと感じています。また、土井委員が追記されていらっしゃる点は、実際そういう内規を整備することになるであろうというお答えでもありましたし、私もやはりこの一文は必要ではないと思っているところです。映像に残ることによって萎縮をするというのは、あり得ることですし、ウェアラブルカメラの導入目的が何であるのか等整理した上で、規定はされておくべきだと考えます。

以上です。

○永井座長 ウェアラブルカメラの使用に当たっては、使用目的、使用方法、データの保存期間、データの管理方法、データのアクセス、情報公開等について、内規を整備するなどして運用の適正を確保する必要があるということですね。この御指摘について、水藤委員も同感ということですね。

○水藤委員 はい。

○永井座長 ほかの方もよろしいでしょうか。

この内規を整備するということは、当局もお考えになっているのですか。

○大内警備対策室長 内規は、整備する方向で検討しております。

○永井座長 分かりました、ありがとうございます。

そのほかに、全体を通じて何かございますでしょうか。

○安藤委員 先ほどの目次の整理なですが、第4の具体的提言のところは、提言が七つあるということを際立たせたいと思います。そこで、これまでのことと今後必要なことという2つの部分に分けて書いていただき、その上で、例えば、（1）というのは取って、「提言1 処遇体制の充実」、「提言2 サポート体制・マネジメント体制の充実」のような形で、番号でなく、提言1から7という形で書くと、この中に七つの提言があるということが、これを見ただけでも分かるのではないかと思いました。

○永井座長 それは、私と同じ意見です。当初、もしこれを二分案にするのなら、（1）みた

いなかなり格下の項目ではなくて、例えば隅付き括弧を付けて、「提言その1 処遇体制の充実」みたいなことで出すというと際立っていきますので、いいかなと思いました。

それを事務局と相談した時には、ある考慮から1と2に分けてみたと、ある意味分析的なやり方なんすけれども、そうすると、項目がちょっとマイナーなものになってしまったということで、今は事務局は1、2という二分をやめて、算用数字の普通の1、2、3、4、5という項目で七つ並べるというのを考えておられるように聞きましたけれども、いかがでしょうか。

○煙山参事官 この辺りの項目のところですが、先ほど名執委員からは、この1、2というところは生かして、かつ、7つというところも、要は頭書きのようなことにした上で、1から7の各再発防止策についてお書きするという御意見を頂戴したところです。今まで出ている御意見からすると、やはり1、2、3、4、5、6、7と目立つ方がよろしいということはコンセンサスがあるかなと思っています。あとは、頭書きで再発防止、早期発見のための方策、基盤整備のための必要なことと書いて、そのために7つというのが必要なんだというのを書くかどうかという違いかなということでございます。

○佐伯委員 私も、永井座長と安藤委員がおっしゃったように、提言1、提言2とした方が、分かりやすくていいのではないかと思いました。

○永井座長 ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。この報告書で何が一番大事かというと、七本の柱を立てて、七つ提言しましたという部分大事なんで、それが目次を見ただけでも分かる、本文を読んでいる中でも、ここは提言部分なんだと理解しながら読めるというのがいいと思います。そうすると、できるだけ7本柱がかすむような形式は避けて、7本柱一つ一つ重要ですみたいな感じが出るといいと思いました。

○水藤委員 1と2でまず分けられていて、それぞれの中に下位項目として示されているので、提言だということが一見すると分かりにくいというのは、確かにそのとおりだと思います。一方で、これまでの会議において、七つの提言をどういう順序で示すかという議論があり、これを踏まえて、提言の性質、目的の違いに応じて、それらを二つに分けてくださったことについては、私はそ分かりやすくなったという感想を持ちました。

例えばですが、再発防止と早期発見のための方策というところに番号が付いていますけれども、これを隅付き括弧に変えて、その下に提言1、2、3、4を示し、続いてもう1回墨つき括弧で方策実現に向けた組織基盤整備のために必要なこととして、提言5、6、

7を示してはいかがかを思いました。ただ、この示し方の問題は、ほかの部分との整合性です。その点については、ここは提言書の一番メインに当たる部分なので、例外として考えることもできるのではないかと思いました。

以上です。

○永井座長 ありがとうございます。それもありそうなお考えですね。

○小山委員 その考え方もあると思いますし、若しくは、具体的提言ってとても大事な部分なので、少し頭に説明書きを何か付けることにして、今から述べるので、1から4までは再発防止と早期発見のための方策であり、5から6は方策実現に向けたものと、説明書きを冒頭にイントロみたいに入れておくというのもありかなと思いました。そうしたら、何かきれいに1から7まで並ぶかなと思います。

○永井座長 なるほど。アイディアとしては同方向のものですよね。

この場としては、七つの項目を、主役だから目立たせたい。その旨は共通の理解ということでいいですね。二つの性質を指摘していただいたのを、水藤委員のおっしゃるように隅付き括弧で題示すか、それとも、小山委員がおっしゃるように具体的提言の前書きみたいなものとしてイントロの説明を付けるかという辺りですかね。この辺りについて、事務局の方で何か考えるところはありますでしょうか。

○煙山参事官 いずれのやり方もあり得るものだというふうに思いますし、なかなか難しいところです。イントロというのは、先ほど名執委員も御指摘なさっていたところかと思いますが、いずれにせよ、この七つの点を強調なさるという趣旨は理解いたしました。事務局としても特段反対するものでもございませんし、書きぶりは、御指摘いただければ、そのような方向でまとめたいと思います。

○安藤委員 提言書はどれも欠かせない内容だと思いますが、この40ページ全部を読んでいただくのは難しいと思いますので、各提言のポイントを2、3行でまとめた1枚物の資料があり、たとえば、2番について詳しく見たい場合には大部の冊子の該当部分を参照していただく形にすると、国民にも広く開示しやすいと思いますが、いかがでしょうか。

○永井座長 確かにそうですね。結構長いですからね、忙しい人が読むときに、提言1つを要するにこういうことなんだなと。それがうまく入るかどうかですね。

この報告書が出るときに、この報告書の要点みたいなものを作る計画があるようで、それには、この七つの防止策というのが要点みたいになっているようですが、いかがでしょうか。

○安藤委員 そちらで十分です。ありがとうございます。

○永井座長 では、このようなかたちで対応していただければと思います。

それで、さっきの題をどうするかという点です。隅付き括弧は目次や他の部分とのバランスを崩すところがあるので、七つの柱が目立つのであれば、それもいいかなと感じました。その点で言うと、小山委員がおっしゃったように、簡単な前書きを付けて、1から4はこういうような観点、それから、5、6、7はこういうような観点というので説明するというんでもよろしいのではと思いますが、いかがでしょうか。

(一同異議なし)

では、隅付き括弧を使わないで対応するということにします。

項目については、「1 処遇体制の充実」ということとなり、後で引用とかするときは、「提言1（処遇体制の充実）」というかたちで引用することも考えられますね。これで本日予定していた中身はできたと思いますので、最後に事務局の方から連絡事項をお願いいたします。

○煙山参事官 次回の委員会につきましては、6月21日水曜日、午前9時から法務省内の会議室での開催を予定しております。永井座長からお話をございましたとおり、提言の最終的な取りまとめをしていただいた上で、法務大臣に御提出いただくという流れを想定しております。その他詳細については、追って御連絡をさせていただきます。

またここで、第6回第三者委員会、これは令和5年、本年の3月28日開催でございますが、こちらの配布資料13に一部誤りがございましたので、担当者から御説明をさせていただきます。お願いします。

○新池谷矯正監査室長 お手元に資料をお配りしております。1枚目が修正箇所、2枚目が修正後の反映版でございます。数字の集計に一部ミスが見つかりましたので、おわびの上、訂正をさせていただいた次第です。記載のとおり、数字が若干増減しています。

以上でございます。

○永井座長 ありがとうございました。

それでは、本日の議事につきましては、事務局で概要を取りまとめていただいて、委員の皆様に確認していただきます。その上で、運営要領に従った公表を行いたいと思います。

また、本日の配布資料である19番と20番、これらは報告書のたたき台、あるいはそ

のたたき台を前提にした資料ということになります。よって、今公表をするのは少々早いと考えます。今回は非公表として、6月21日に報告書を公表する段階で、併せて公表することにしたい考えます。他方で、配布資料の21番については、特に公表に適さない内容はなかったと思われますので、公表することにしたいと考えます。資料の公表、非公表については、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。事務局もその要領で、よろしくお願ひいたします。

○煙山参事官 承知いたしました。

○永井座長 それでは、これをもちまして第10回の委員会を終了したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。